

報道関係者各位

令和7年10月24日

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

課長 井筒 慎太郎

電話 055-223-1792 (内線:8500)

県指定文化財の新規指定及び指定解除について

山梨県（知事：長崎幸太郎）は、山梨県文化財保護審議会から「県指定相当及び指定解除相当」として答申された次の文化財について、県指定文化財への新規指定及び指定解除とすることを決定しました。今後、県公報に告示を行う予定で、告示日から指定の効力が生じます。

なお、今回の指定及び解除により県指定文化財は合計540件となります。
新規指定された文化財の詳細については、別添資料を参考にしてください。

【新規指定 3件】

1 県指定有形文化財（彫刻） 1件

もくどうしゃかによらいざどう いっく つけたり しぼさつりつぞう よんく
木造釈迦如来坐像 一軀 附 四菩薩立像 四軀

・所在地 身延町下山 2271（山梨県立博物館寄託）

・所有者 宗教法人 長栄山 本国寺

2 県指定有形文化財（考古資料） 2件

あんもんかいがどき

暗文絵画土器 一点

・所在地 甲府市岩窪町 261-1

・所有者 甲府市

わかこくしょどき

和歌刻書土器 一点

・所在地 甲州市塩山上於曽 1085-1

・所有者 甲州市

「暗文絵画土器」及び「和歌刻書土器」については、県指定を記念して以下の日程で展示を行う予定です。

令和7年 11月 4日（火）～11月 13日（木） 山梨県デザインセンター

令和7年 11月 14日（金）～11月 28日（金） 甲州市役所 本庁舎ロビー

令和7年 12月 9日（火）～12月 21日（日） 藤村記念館

令和8年 1月 2日（金）～1月 25日（日） 山梨県立考古博物館

【指定解除 1件】

1 県指定天然記念物 1件

いちのみやあさまじんじゃのめおとうめ

一宮 浅間神社の夫婦ウメ

・解除の理由 対象木枯死のため

山梨県指定文化財の指定について（木造釈迦如来坐像 一軀 附四菩薩立像 四軀）



木造釈迦如来坐像
（身延町教育委員会提供）

作	者	不明
時	代	鎌倉時代
法	量	像高 41.5 c m
概	要	

（木造釈迦如来坐像）

本像は、身延町下山の本国寺に寺宝として伝わる木造の坐像である。説法印を結んで結跏趺坐する姿が表現されており、目に玉眼を嵌入する。

本像の伝来について、『甲斐国志』や南北朝期などの資料から、本国寺の開基は下山郷の地頭であり甲斐源氏秋山光朝の流れを汲む下山光基で、光基の次代とみられる光長により永仁年間（1293～99）に造立され、身延山二世日向により開眼供養が行われた可能性が高い。

表現をみると、衣の薄く柔らかで襞の彫りも浅く、全体的に穏やかさを増した点など、本像は鎌倉時代後半から末期頃の様式を示している。

かつては本国寺本堂左脇壇の厨子内に配置され、四菩薩立像が脇待として従っていたが、現在は本像のみ山梨県立博物館へ寄託されている。



附四菩薩立像
（身延町教育委員会提供）

（附四菩薩立像）

像高約 45 cm、江戸時代の作。四菩薩を脇待とする釈迦如来像を一尊四士像といい、日蓮宗特有の尊像である。

指 定 理 由

日蓮宗の仏像は他宗と異なる尊像が多いが、制作が鎌倉時代まで遡る作例はごく少なく、本像は日蓮宗の仏像の初期作例として全国的にも希少な作例である。また、身延山創建期の信仰資料の殆どが火災で失われた中で、本像は県内の鎌倉時代の日蓮宗信仰を具体的に示す貴重な遺例である。

山梨県指定文化財の指定について（暗文絵画土器 1点）

作 者 不明
時 代 平安時代（9世紀前半）
法 量 直径 16.2 センチ、現高 3.1 センチ
概 要

本資料は、甲府市川田町に所在する外中代遺跡から出土したものである。

当該資料は、外中代遺跡の21号住居跡から発見され、住居内からは平安時代（9世紀）に属する遺物のみが出土している。この土器は、須恵器の坏を模倣した土師器の坏蓋で、蓋の頂部にある擬宝珠形つまみは欠損している。坏の内側に放射状暗文を多く施すことが、8世紀後半から9世紀の甲斐型土器の特徴である。土器の型式学的特徴と出土状況ともに9世紀の所産であることに矛盾しない。



（甲府市教育委員会提供）

本資料の最も特徴的である絵画は、蓋が成形された後、蓋の内側にナデ整形をして、乾燥後、ヘラで擦るようにして描く「暗文技法」という手法で描かれている。絵画は、蓋の内側全面に描かれ、中央の花弁状の模様の周りを鳥及び魚状の文様が9点、左向き左回りに描かれる。嘴があり明らかに鳥と認められるもの7点、魚ではないかと思われるもの2点という構成である。

これらの絵画は、鵜飼の様子を描いた可能性は極めて高いと思われる。その理由としては、外中代遺跡の周辺遺跡は、古代甲斐国の国家的な土器生産工房等の重要地点とされ、当時の国司や郡司などが集まり、鵜飼を遊覧する都の遊興・祭祀が持ち込まれた可能性が想定できることにある。また、鵜飼の歴史は古く、5～6世紀の段階で鵜飼があったとする説があり、さらに万葉集のなかに鵜飼を詠んだ歌があり、奈良時代には確実に鵜飼はあったものと考えられる。

指 定 理 由

本資料は、平安時代初期の絵画が描かれた土器として、また、当時の「鵜飼」の鮎漁活動や祭祀を示す可能性があり、高い評価が与えられる。

有形文化財（考古資料）として学術的価値が高く、古代絵画資料としても貴重である。

山梨県指定文化財の指定について（和歌刻書土器 一点）

作	者	不明
時	代	平安時代（10 世紀中葉）
法	量	口径 11.7 センチ 底径 6.0 センチ 器高 2.6 セン チ 口縁一部欠損

概 要

和歌刻書土器は、甲州市塩山熊野に所在するケカチ遺跡から発見されたものである。

ケカチ遺跡のほぼ中央で検出された大型の竪穴建物「SI22」から出土しており、当該資料は、竪穴建物の埋没過程の中で堆積した土の中から見つかった。これは、建物が廃絶して、時間が経過してから投棄されたことを示している。

本資料は、焼成前の生乾きの甲斐型土器の皿に、31 文字から成る和歌一首をヘラ状工

具で刻書してから焼成したものである。本資料の技法的・形態的な特徴から甲斐型土器の終焉段階と位置付けられており、その年代は、10 世紀中葉とされる。

刻書されている和歌は解読案が 2 案あるが、いずれも男女の別離に際して男が女に贈った歌であることは共通する。当時の文学作品には、地方へ赴任した国司が都へ帰る際に送別の宴で和歌を詠んだ事例が見られ、なかには地方に残る側の人を女に見立てて、国司が男の立場で別離の情を詠んだものも少なくない。この和歌も同様に国司から在地の豪族に賜与されたものの可能性がある。

刻書されている仮名字体は、10 世紀の資料と共通する古体をさまざまな点でとどめるとされ、土器の 10 世紀中葉という年代観とも一致する。和歌の表記に用いられる仮名の体系は、『古今和歌集』が編纂された 905 年ごろに成立したと考えられており、本資料は、都で成立して間もない仮名が、地方の甲斐国で和歌の表記に用いられたことを示す稀有な事例である。

指 定 理 由

有形文化財（考古資料）としての学術的価値に加え、出土文字資料としても、平安時代の文化（いわゆる国風文化）に関する多分野の基準資料として極めて貴重である。



（甲州市教育委員会提供）